

森林環境税とこれを活用した事業の検討結果

平成24年12月

 福岡県

はじめに

本県の森林は22万2千ヘクタールで、県土の約45%を占めています。このうち国有林を除いた民有林は19万5千ヘクタールで、そのうち人の手によって植えられ、適切な手入れを必要とするスギやヒノキなどの人工林が66%を占めています。

森林は、木材などの林産物を供給するとともに、水を蓄え、土砂災害を防ぎ、二酸化炭素の吸収源として地球温暖化の防止に貢献するなどの公益的機能を有し、県民生活に大きな恵みを与えてくれます。

しかしながら、長期にわたる木材価格の低迷など林業の不振により、間伐等の手入れが行われずに森林の荒廃が進み、そのまま放置すると、森林の有する公益的機能が十分に発揮されず、洪水や渇水、土砂災害が発生する可能性が高まるなど、県民の安全・安心な暮らしへの影響が懸念されます。

県では、森林の有する公益的機能の重要性や林業を取り巻く厳しい状況を踏まえ、森林を県民共有の財産として社会全体で守り育て、健全で緑豊かな森林として次世代へ引き継いでいくため、平成20年4月に森林環境税を導入し、長期間放置され荒廃した森林の間伐や森林整備に有効な路網整備などを実施することともに、県民が自ら企画立案し実行する^{もり}森林づくり活動への支援などを進めてきました。

森林環境税については、福岡県森林環境税条例の附則第4項において、この条例の施行後5年を目途として、条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする旨規定されています。

このため、5年目となる本年度に、これまでの森林環境税の収入状況や事業の成果等を検証し、県民や事業主体である市町村からの意見、外部有識者で構成される「森林環境税事業評価委員会」からの提言を踏まえ、今後のあり方を示した「森林環境税とこれを活用した事業の検討結果」を取りまとめました。

目 次

1	森林環境税導入の経緯	1
2	森林環境税の収入状況等	3
	(1) 税の仕組み	
	(2) 収入状況	
	(3) 基金の状況	
3	森林環境税を活用した事業と成果	6
	(1) 荒廃した森林の再生	
	(2) 県民参加の森林づくりの推進	
4	森林・林業を取り巻く状況	21
5	県民の意見等	24
	(1) 県民の意見（パブリックコメント）	
	(2) 森林環境税事業評価委員会からの提言	
	(3) 市町村の意見	
6	今後のあり方	27
	(1) 今後の課税のあり方	
	(2) 今後の事業のあり方	
	【 参考資料 】	30
	資料1 県民の意見募集結果	
	資料2 他県の独自課税導入状況	
	資料3 福岡県森林環境税条例	
	資料4 福岡県森林環境税基金条例	

1 森林環境税導入の経緯

<森林の役割>

健全な森林は、洪水や渇水を緩和し水質を浄化する水源かん養機能、土砂の流出や崩壊を防ぐ土砂災害防止機能、温室効果ガスである二酸化炭素を吸収固定する地球環境保全機能など様々な公益的機能を有し、県民生活に多くの恵みを与えてくれます。

<荒廃した森林とその影響>

従来森林は、植林し、下刈りや間伐などの手入れを行い、木が成熟した後伐採するといった林業活動の循環により管理され、様々な公益的機能が発揮されてきました。

しかし、木材価格の低迷による林業の採算性の悪化や林業就業者の減少・高齢化などに伴い、間伐などの手入れが行われずに放置され、荒廃した森林が増加しました。

荒廃した森林は、外見的には緑豊かに見えるものの、木が密生して林内に日光が差し込まないために下草が生えず、降雨によって土壌が失われ、木の根がむき出しなどの状態となります。

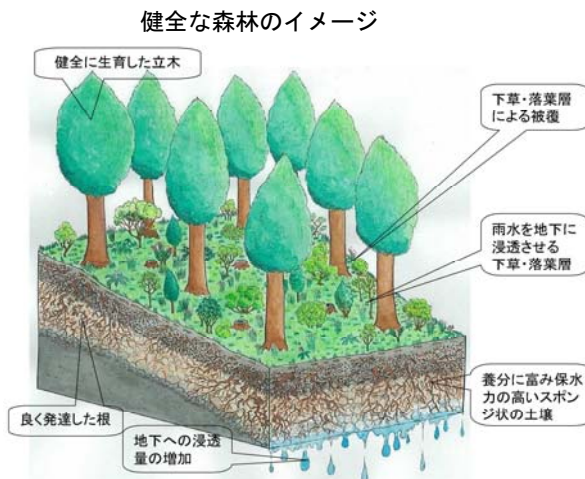
このため、荒廃した森林からは土砂が流出するだけではなく、山腹崩壊などの大規模な土砂災害が発生する可能性が高まり、洪水や渇水の恐れもあるなど、県民生活への多大な影響が懸念されています。

さらに、森林はいったん被害を受けると、健全な状態に回復させるために長い年月と費用が必要となることから、災害を未然に防ぐためにも荒廃した森林の早急な再生が求められています。

<新たな施策の検討>

県は、森林を森林所有者の林業活動だけでは支えられなくなったことを踏まえ、森林再生の具体的な検討を行うため、平成 18 年 4 月に外部の有識者による「森林環境税（仮称）検討委員会」を設置しました。

この委員会において検討が行われた結果、荒廃した森林を再生するためには新たな施策に取り組む必要があり、そのためには森林の有する公益的機能の恩恵を受ける県民に広く公平に税負担を求めることが適当であるとの結



県内ダムの渇水状況
(平成 17 年 6 月)

論に至りました。

また、県内の荒廃した森林 29,000ha（推計）の再生に要する期間は、労働力を考慮し、10 年間を目標とされました。

さらに、県民に対して、新たな施策の必要性やその効果等について様々な媒体を通じて情報発信を行うとともに、森林に親しみ、森林の重要性を認識していただくために、森林ボランティア活動等を支援する県民参加による森林づくりを推進すべきとされました。

平成 18 年 11 月、これらの検討結果を取りまとめた報告書が県に提出されました。



委員会の開催状況
(平成 18 年 4 月)

<森林環境税の導入>

県では、委員会の報告書や県民アンケート、パブリックコメントの結果も踏まえ、森林の有する公益的機能を将来にわたって維持するためには、荒廃した森林の再生等に早急に着手すべきと判断し、その財源を確保するため、平成 18 年 12 月に「福岡県森林環境税条例」及び「福岡県森林環境税基金条例」を制定し、平成 20 年 4 月から森林環境税を導入しました。



シンポジウムの開催
(平成 18 年 6 月)

【参考】

- ・平成 14 年 10 月、九州地方知事会は「森林保全に関する税」についての研究を始め、各県の個別の状況に応じて検討を進めることが望ましいとされた。
- ・平成 16 年 10 月、福岡県においても、関係各部からなる「森林保全等のための税のあり方研究会」を設置して、森林保全のための新たな施策の方向性や税導入の必要性、税収の使途について研究を行った。
- ・平成 18 年 4 月、具体的な検討を行うため、外部有識者からなる「森林環境税（仮称）検討委員会」を設置し、県民全体で森林を守り育て、健全な形で次世代に引き継いでいくため、森林再生のための新たな施策やその負担の考え方について、約半年にわたり検討がなされた。
- ・平成 18 年 11 月、「森林環境税（仮称）検討委員会」から提出された報告書や県民アンケート調査の結果等を踏まえ、県民の安全・安心な生活環境を守るため、早急に荒廃した森林の再生に着手すべきと判断した。
- ・平成 18 年 12 月、福岡県議会にて「福岡県森林環境税条例案」及び「福岡県森林環境税基金条例案」が提案、可決された。
- ・平成 19 年 10 月 5 日、「福岡県森林環境税条例（平成 18 年福岡県条例第 62 号）の施行期日を定める規則の制定」により、平成 20 年 4 月 1 日からの施行が決定された。
- ・平成 20 年 4 月 1 日、「福岡県森林環境税条例」及び「福岡県森林環境税基金条例」が施行された。

2 森林環境税の収入状況等

(1) 税の仕組み

○課税の仕組み

- ・地域社会の会費としての性格を有する県民税均等割に一定額を上乗せする方式

○納税義務者

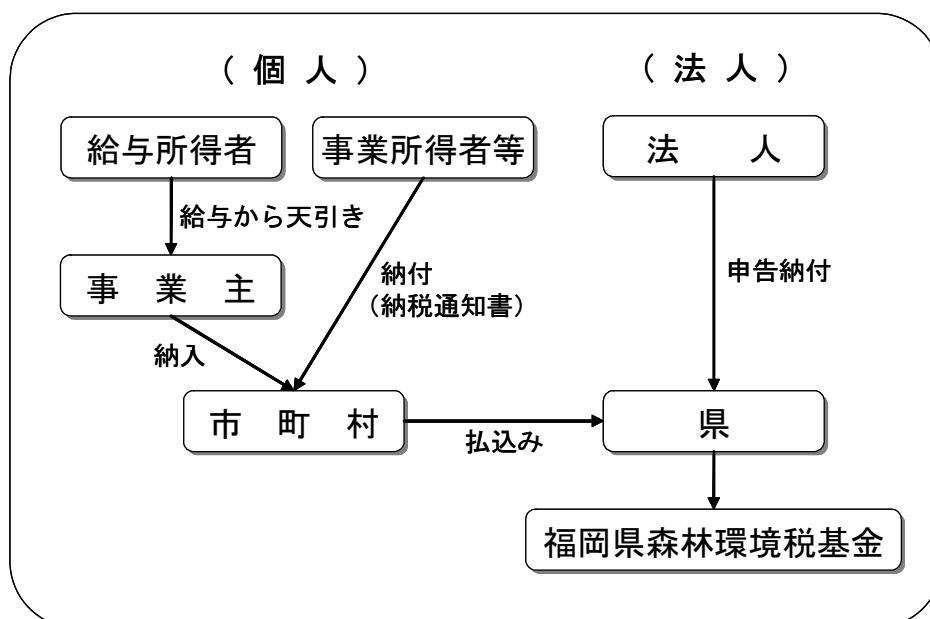
- ・県内に住所等を有する者（ただし、①生活保護法の規定による生活扶助を受けている者、②障害者、未成年者又は寡婦（夫）で前年の所得金額が125万円以下の者、などを除く。）
- ・県内に事務所等を有する法人等

○税率

- ・個人 年額500円（個人県民税均等割1,000円に500円を上乗せ）
- ・法人 資本金等の額に応じて1,000円から40,000円（法人県民税均等割に5%相当額を上乗せ）

資本金等の額の区分	税 額
50億円超	40,000円
10億円超 50億円以下	27,000円
1億円超 10億円以下	6,500円
1千万円超 1億円以下	2,500円
1千万円以下	1,000円

○納税の流れ



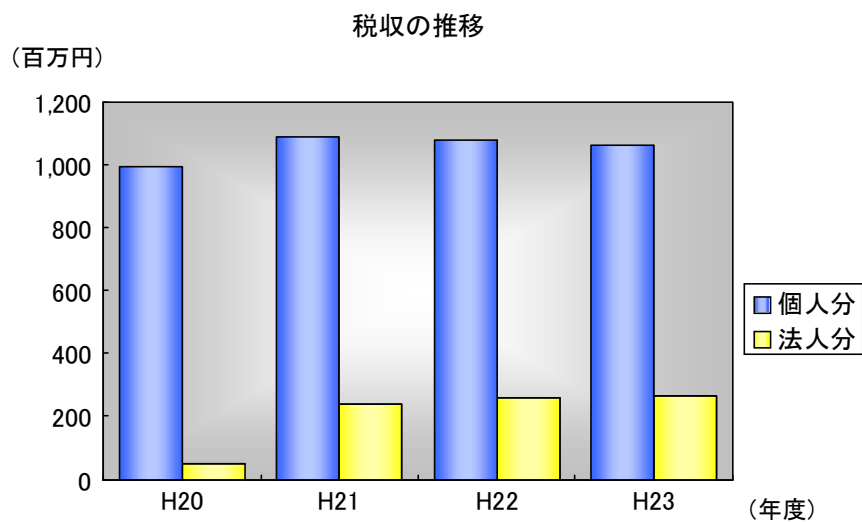
(2) 収入状況

森林環境税の収入については、毎年約 13 億円、平成 23 年度までの 4 年間で約 50 億円であり、安定した財源となっています。

(単位：百万円)

区 分	H20	H21	H22	H23	計
個人分	992	1,085	1,075	1,068	4,220
法人分	49	241	261	263	814
計	1,041	1,326	1,336	1,331	5,034

※法人分については、平成 20 年 4 月 1 日以後開始の事業年度に係る法人県民税から対象となり、平成 21 年度から平年度化しています。



(3) 基金の状況

森林環境税の収入とその使途の関係を明確化するため、福岡県森林環境税条例の制定と同時に福岡県森林環境税基金条例を制定しています。

この基金条例を制定することにより、森林環境税を荒廃した森林の再生等を図る施策の費用に限定して使用することとしています。

平成23年度までの4年間で、約49億4千万円が森林環境税基金に積み立てられ、そのうち約48億8千万円を荒廃した森林の再生等の事業に充当し、平成23年度末の基金残高は約6千万円となっています。

なお、この基金残高は、翌年度以降の事業に充てることとなります。

(単位：百万円)

区 分	H20	H21	H22	H23	計
積立額（税込等）	968	1,314	1,320	1,342	4,944
うち運用益	—	2	3	2	7
取崩額（事業費）	765	1,301	1,444	1,370	4,880
荒廃森林再生事業	729	1,274	1,418	1,344	4,765
^{もり} 森林づくり活動公募事業	18	18	20	19	75
情報発信事業	18	9	6	7	40
残 高	203	216	92	64	64

※平成21年度までは、税込の一部を市町村の賦課徴収費に充当しています。

また、決算額確定前に基金に積み立てる必要があるため、実際の税込（決算額）とは異なります。

3 森林環境税を活用した事業と成果

(1) 荒廃した森林の再生

< 荒廃森林再生事業 > 【 事業主体：市町村 】

事業の目的

県内の荒廃した森林を再生し、森林の有する公益的機能を回復させ、これを持続的に発揮できる緑豊かな森林として次世代へ引き継ぐもの

事業の内容

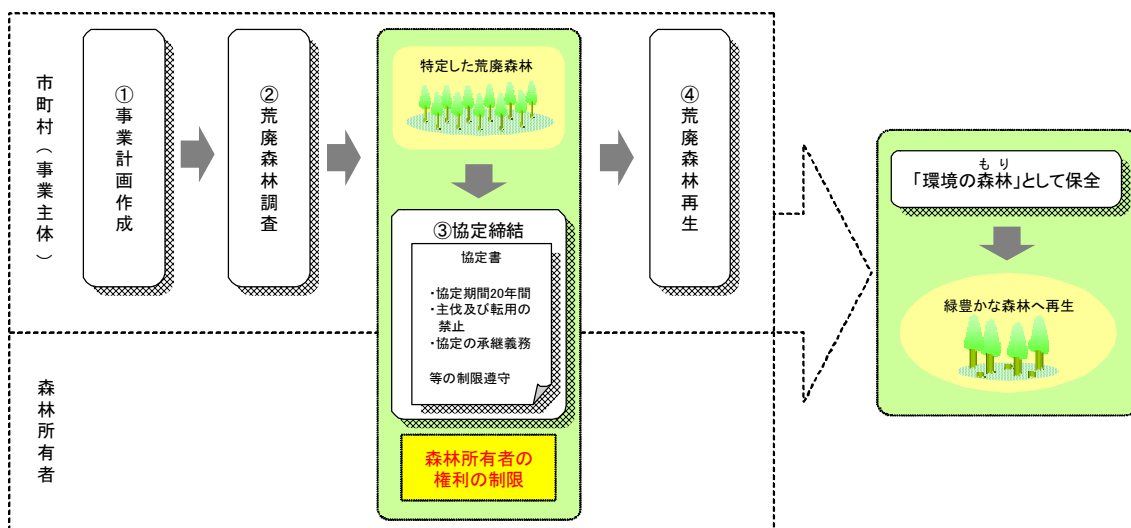
○ 荒廃森林調査

長期間手入れがなされていない森林の中から荒廃森林を特定する調査

○ 荒廃森林再生

- ・ 森 林 の 整 備・・・長期間放置され、荒廃したスギやヒノキの人工林に対する間伐、枝落とし、除伐、作業路の開設
- ・ 森 林 の 造 成・・・伐採後植林されず放置された林地に対する広葉樹の植栽、下刈、作業路の開設
- ・ 荒廃森林の公的取得・・・森林の機能を高度に発揮させる必要があり、やむを得ず公的管理が必要な荒廃森林の取得

事業の仕組み（流れ）



- ① 事業計画作成・・・事業主体である市町村が毎年度の事業計画を作成
- ② 荒廃森林調査・・・長期間手入れがなされていない森林を対象に下層植生や表土流出の状況を現地調査し、荒廃森林を特定
- ③ 協 定 締 結・・・特定した荒廃森林について、市町村と森林所有者の間で、事業実施に関する協定を締結
- ④ 荒廃森林再生・・・協定が締結された荒廃森林について、間伐等の事業を実施し、整備後も「環境の森林」として保全

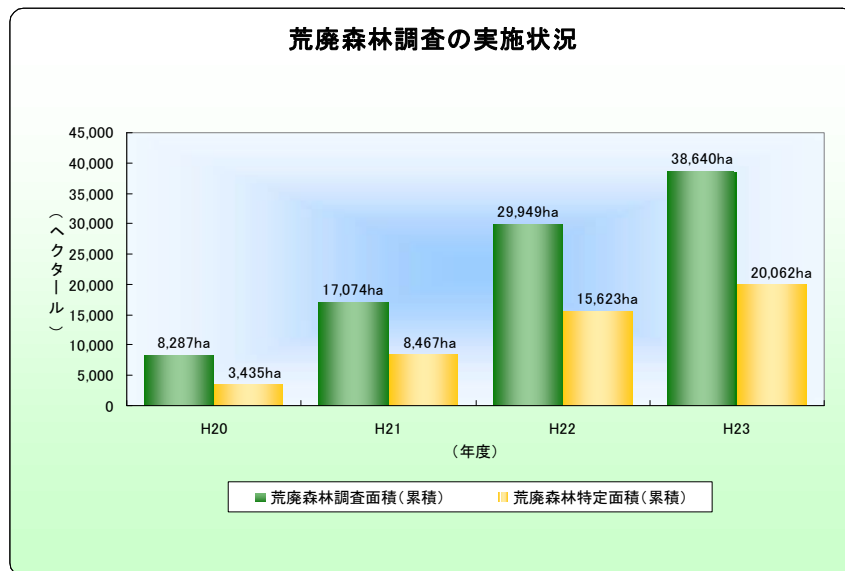
事業の実施状況

○荒廃森林調査

平成 23 年度までの 4 年間に、調査対象面積の約 6 割にあたる 38,640ha の荒廃森林調査を実施し、その結果、20,062ha が荒廃森林として特定されました。

今後、事業の実施主体である市町村と連携し、荒廃森林調査を進め、県内における荒廃森林の面積を早期に確定させることとしています。

区 分		H20	H21	H22	H23	計
荒廃森林 調査面積	単年度	8,287ha	8,787ha	12,875ha	8,691ha	38,640ha
	累 積	8,287ha	17,074ha	29,949ha	38,640ha	-
	進捗率	13%	28%	48%	62%	-
荒廃森林 特定面積	単年度	3,435ha	5,032ha	7,156ha	4,439ha	20,062ha
	累 積	3,435ha	8,467ha	15,623ha	20,062ha	-



○荒廃森林再生

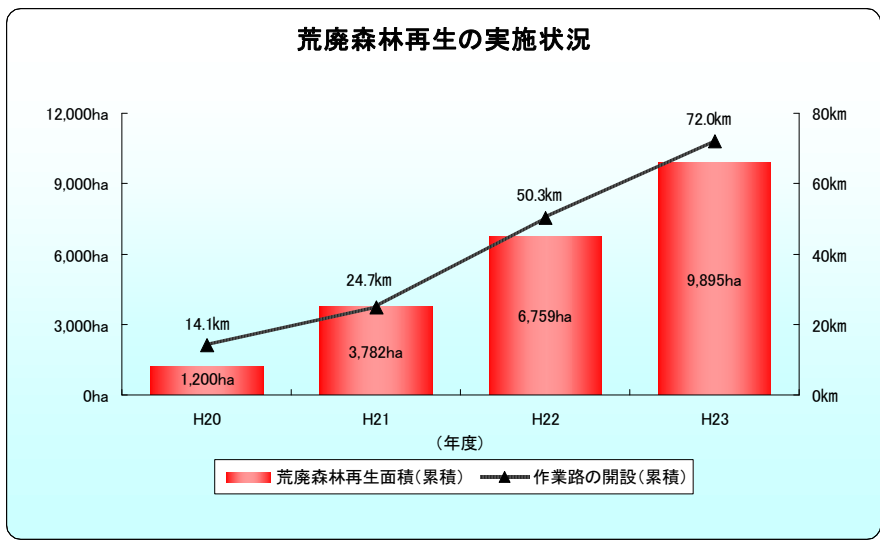
荒廃森林再生事業は、平成 20 年度から 10 年間で県内の荒廃森林 29,000ha (推計) を健全な森林に再生する計画としています。

平成 23 年度までの 4 年間に、荒廃森林 9,895ha について間伐等の森林整備を実施し、進捗率は、34%となっています。

実施初年度である平成 20 年度は、事業対象地となる荒廃森林を特定するための荒廃森林調査から始める必要がありましたが、その後、実施面積は年々増加し、平成 22 年度は約 3,000ha、平成 23 年度は 3,100ha を超える面積を実施したところです。

なお、事業の実施にあたっては、長期間放置され荒廃した森林を、県民の費用負担により整備することから、森林所有者の権利(手入れ以外の伐採や林地転用等)を制限する協定を市町村と森林所有者との間で締結することとしています。

区分	H20	H21	H22	H23	計	
荒廃森林再生面積	森林の整備	1,190ha	2,568ha	2,976ha	3,134ha	9,868ha
	森林の造成	2ha	7ha	-	-	9ha
	荒廃森林の公的取得	8ha	7ha	1ha	2ha	18ha
	計	1,200ha	2,582ha	2,977ha	3,136ha	9,895ha
	累積	1,200ha	3,782ha	6,759ha	9,895ha	-
	進捗率	4%	13%	23%	34%	-
作業路の開設	14.1km	10.6km	25.6km	21.7km	72.0km	



荒廃森林再生事業の実施例

【概要】

施行箇所	筑紫郡那珂川町大字上梶原
事業内容	間伐 (間伐率29%)
樹種	ヒノキ
林齢	25年生
面積	1.32ha

【位置図】

〈施工前〉

➔

〈施工後〉

荒廃森林再生事業の実施例

【概要】

施行箇所	築上郡上毛町大字土佐井
事業内容	広葉樹の植栽
樹種	コナラ・ケヤキ 他
面積	3.84 ha

【位置図】



〈植栽状況(コナラ)〉



〈植栽状況(ケヤキ)〉



【概要】

施行箇所	朝倉市杷木志波
事業内容	作業路の開設
幅員	2.0m
延長	0.84km

【位置図】



〈開設前〉



〈開設後〉



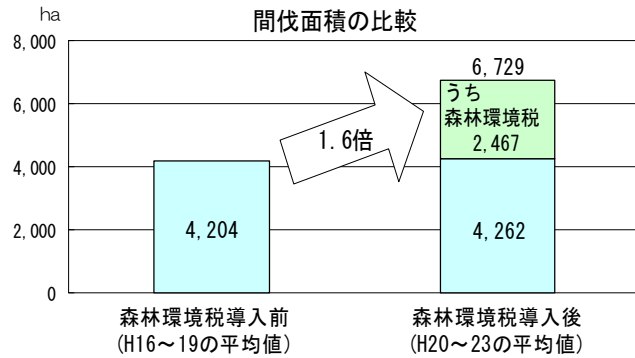
事業の成果

○森林の有する公益的機能の回復

荒廃森林再生事業では、長期間放置され荒廃した森林を健全な森林に再生するため、間伐等の森林整備を行っています。

平成 20 年度の森林環境税導入以降、県内の間伐面積は、4 年平均で年間約 6,800ha となっており、導入前の約 4,200ha に比べて 1.6 倍に増加し、森林整備が急速に進んでいます。荒廃森林については、平成 23 年度までの 4 年間で 9,895ha（ヤブドーム約 1,400 個分）を実施し、水源かん養や土砂災害防止など森林の有する公益的機能の回復により、その効果が将来にわたって発揮されます。

また、作業路が開設された周辺森林では、林業経営者等が適期に低コストで木材を搬出することも可能になりました。



荒廃森林再生事業の実績

区分	H20	H21	H22	H23	計
間伐等	1,190ha	2,568ha	2,976ha	3,134ha	9,868ha
広葉樹の植栽	2ha	7ha	-	-	9ha
公的取得	8ha	7ha	1ha	2ha	18ha
計	1,200ha	2,582ha	2,977ha	3,136ha	9,895ha
作業路の開設	14km	10km	25km	22km	72km

【参考】森林の有する公益的機能の貨幣評価による試算

農林水産省は、平成 13 年の日本学術会議による答申を受けて、森林の有する公益的機能についての貨幣評価を公表しました。その中では、森林の定量的な評価が可能な機能を試算した評価額は、全国の森林で年間約 70 兆円とされています。

この方法で、平成 23 年度までの 4 年間に荒廃森林再生事業によって整備した森林 9,895ha の公益的機能の評価額を試算すると、年間約 308 億円、県民一人当たり年間約 6 千円となります。

機能	評価額	評価方法	
		項目	内容
地球環境 保全機能	6 億円	二酸化炭素吸収	森林による二酸化炭素吸収量を回収コストにより評価
		化石燃料代替	化石燃料代替効果を二酸化炭素回収コストにより評価
土砂災害 防止機能	144 億円	表面浸食防止	森林により抑止されている土砂量をえん堤の建設費により評価
		表層崩壊防止	森林による崩壊軽減面積から、山腹工の費用により評価
水源かん 養機能	117 億円	洪水緩和	森林の洪水流量軽減効果を治山ダムの減価償却費等により評価
		水資源貯留	森林による流域貯水量を利水ダムの減価償却費等により評価
		水質浄化	生活用水等に利用される水量を水道代金等により評価
保健機能	41 億円	保健・レクリエーション	森林の保養効果を森林風景鑑賞旅行費用により評価
計	308 億円		

○山村地域の雇用創出

荒廃森林再生事業の実施により、延べ約 13 万人・日の雇用創出があったと試算され、山村地域における雇用促進や活性化にも寄与しています。

荒廃森林再生事業による雇用人数（推計）

ha、人・日

区分	H20	H21	H22	H23	計
荒廃森林再生面積	1,200	2,582	2,977	3,136	9,895
延べ雇用人数	15,600	33,566	38,701	40,768	128,635

○森林環境の改善

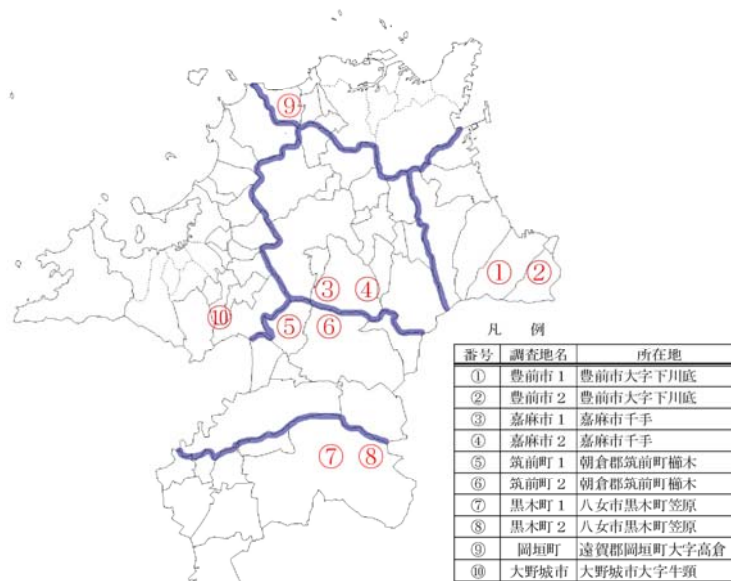
荒廃森林再生事業による間伐の効果を検証するため、間伐後、林内の明るさの変化、林内が明るくなることで下層植生の成長や樹木の稚樹の侵入状況、林地の土砂移動量の変化等の効果調査を実施し、その結果、森林環境の改善が確認されました。

調査項目	調査内容	調査結果
ア. 林内の明るさ	間伐による林内の明るさの変化について、相対照度（林内と林外の明るさの割合）を用いて算出し、間伐前と間伐後と比較	間伐前の相対照度は 10%以下であったものが、間伐後は 20%以上に改善
イ. 下層植生	間伐による下層植生の発生の変化について、木本植物の本数や種類を調べ、間伐前と間伐後と比較	間伐後はヤマザクラなど高木性の樹木の侵入が見られ、下層植生が徐々に回復
ウ. 土砂の移動量	間伐による土砂の移動量の変化について、土砂受け箱に貯まった土砂の量を測定し、間伐前と間伐後と比較	間伐後は土砂の移動量が減少、特に間伐前の土砂の移動量が多かったところでは、間伐後 1/2 以下に減少

①調査地の設定

県内の各農林事務所管内に、それぞれ 1~2 箇所の調査地を設定し、調査地内の全ての立木に番号を付け、間伐後の立木の成長について追跡調査ができるようにしています。

荒廃森林再生事業効果調査位置図



※番号は、調査地の設定順

②調査の概要

ア. 林内の明るさ

・調査方法

各調査地において 10～20 点の定点を設け、間伐前と間伐後 1 年目、2 年目に魚眼レンズを用いて樹冠の全天空写真を撮影し（写真-1、写真-2）、この写真から林内の明るさを求めました。

・調査結果

林内の明るさの指標となる相対照度について算出した結果、間伐前の相対照度は、ほとんどの調査地で 10% 以下であったものが、間伐後では 20% 以上に改善しました。（図-1）



写真-1 間伐前の全天空写真



写真-2 間伐後の全天空写真

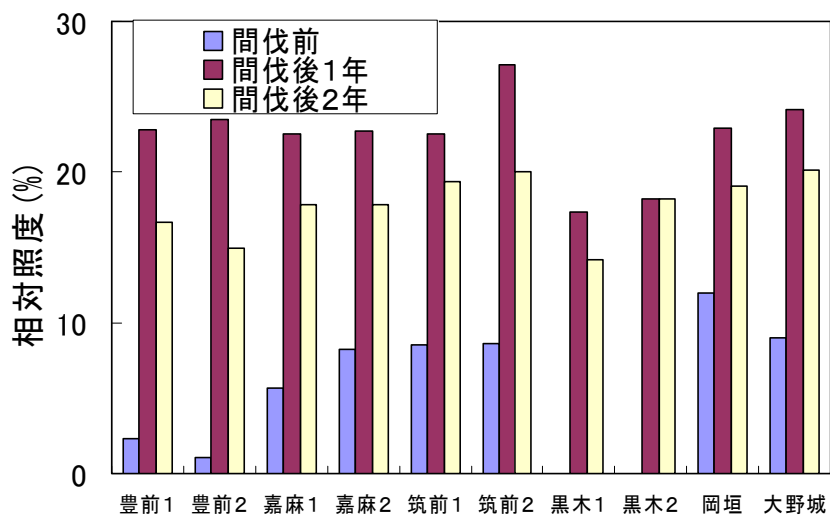


図-1 相対照度の変化

イ. 下層植生

・調査方法

間伐による植生の発生を調べるため、10m×10mの固定調査区を設け、木本植物の本数や種類を調べました。

・調査結果

間伐後は、ヤマザクラ (写真-3) やカナクギノキ (写真-4)、アカメガシワ (写真-5) などの高木性の樹木が侵入し、間伐後2年目では、樹木の本数、種類ともに増加し、下層植生の回復が見られました。(図-2、図-3)

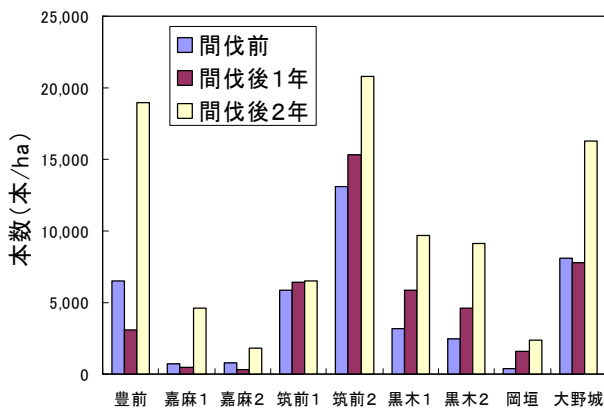


図-2 間伐実施前と実施後2年間の本数

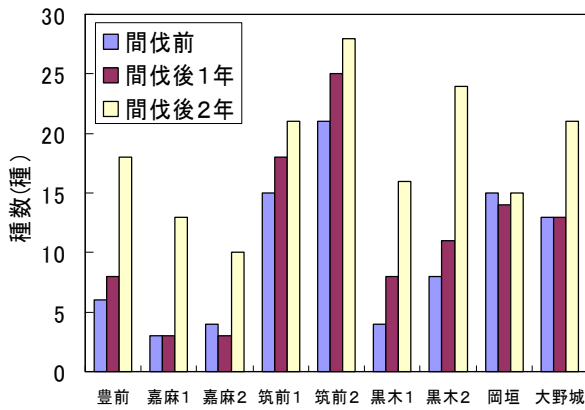


図-3 間伐実施前と実施後2年間の種数



写真-3 ヤマザクラ



写真-4 カナクギノキ



写真-5 アカメガシワ

ウ. 土砂の移動量

・調査方法

間伐前後の土砂の移動量を測定するため、土砂受け箱を設置し、毎月1回の割合で貯まった土砂を回収しました。(写真-6、写真-7)

・調査結果

土砂の移動は、傾斜、植生量、降水量の影響を受けるため、調査地の立地条件により、多少バラツキがありますが、ほとんどの調査地で土砂の移動量が減少しました。(図-4)

特に、間伐前の土砂の移動量が多かったところでは、間伐後には1/2以下に減少しました。

なお、一部の調査地において、間伐後に土砂の移動量が増えたところがありますが、これは間伐前の十分な調査データが得られなかったためです。



写真-6 土砂受け箱の調査



写真-7 土砂受け箱に貯まった土砂

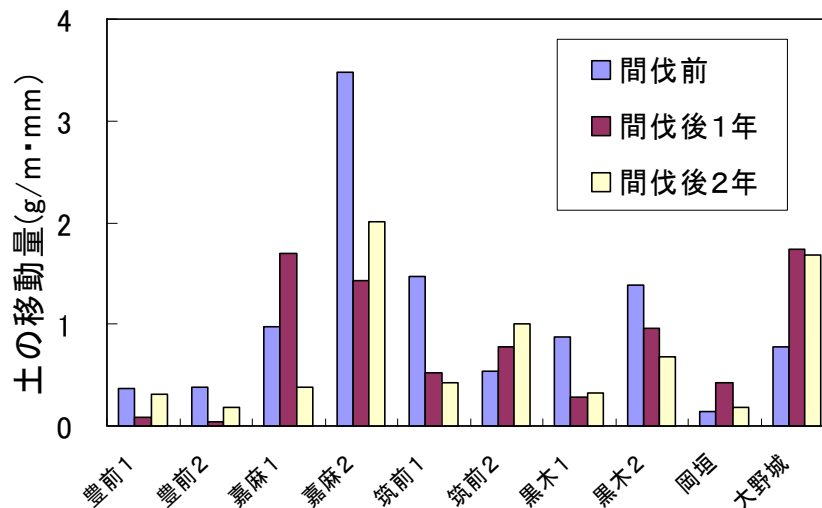


図-4 土の移動量の変化

【参考】浸透能調査

現在、間伐前後の土壌表面の浸透能（土壌が水分を吸収する能力）の測定を行っています。この調査は、下層植生や落葉腐植層の被覆、地形などの様々な要因によって変化するため、浸透能の変化を確認するには、ある程度の期間を要します。

今後、効果検証の一つとして、引き続き調査を行っていきます。

※調査方法

一定量（約 400ml）の水を断面積 88cm² の塩化ビニルパイプに注ぎ、無くなるまでの時間を測定しています。（写真-8、写真-9）

なお、間伐が遅れているところでは、浸透能が悪く、30 分経過してもほとんど水が浸透しないところもあります。



写真-8 水を注ぐ



写真-9 無くなるまでの時間を計る

(2) 県民参加の森林づくりの推進

森林の有する公益的機能の恩恵は、全ての県民が受けており、広く県民が協力して森林を保全していく必要があります。

県では、森林を「県民共有の財産」として社会全体で守り育てる気運の向上を図るため、県民参加による森林づくりの活動を支援する「森林づくり活動公募事業」や、県民に、森林の働きや大切さ、森林環境税による事業の実績等の情報を発信する「情報発信事業」を実施しています。

<森林づくり活動公募事業> 【事業主体：NPO、ボランティア団体等】

事業の目的

森林を県民共有の財産として社会全体で守り育てる気運の向上を図るもの

事業の内容

- NPOやボランティア団体等が企画立案して行う、次の森林づくり活動を支援
- ・森林の整備・保全・・・植栽、下刈、間伐等
 - ・里山の保全・・・里山林の保全、活用等
 - ・森林環境教育・・・森林環境学習等
 - ・その他・・・上記以外で、森林環境の保全や森林を守り育てる気運を高めるために有効な活動

事業の実施状況

この事業は、NPOやボランティア団体等が企画立案して行う森林づくり活動を募集し、外部の有識者で構成される森林環境税事業評価委員会の審査を経て、採択された活動を支援することにより、県民参加の森林づくりを推進しています。

平成23年度までの4年間に、169件の森林づくり活動が採択され、延べ40,657人が参加されました。

区 分		H20	H21	H22	H23	計
森林の整備・保全 (間伐、植栽等)	採択件数	20件	18件	19件	17件	74件
	参加者数	2,822人	3,402人	4,960人	4,461人	15,645人
里山の保全 (竹林の整備等)	採択件数	12件	9件	10件	16件	47件
	参加者数	1,846人	2,090人	4,012人	5,756人	13,704人
森林環境教育 (自然観察会等)	採択件数	5件	12件	11件	7件	35件
	参加者数	673人	2,330人	3,041人	2,632人	8,676人
その他 (シンポジウム等)	採択件数	3件	3件	4件	3件	13件
	参加者数	442人	409人	1,294人	487人	2,632人
計	採択件数	40件	42件	44件	43件	169件
	参加者数	5,783人	8,231人	13,307人	13,336人	40,657人

もり
森林づくり活動公募事業の実施状況



森林の整備・保全
(漁業関係者による植樹：八女市)



森林の整備・保全
(地域住民による松林整備：岡垣町)



里山の保全
(地域住民による侵入竹伐採：嘉麻市)



里山の保全
(地元小学生等による植樹：豊前市)



森林環境教育
(小学生を対象とした自然観察会：北九州市)



森林環境教育
(木とふれあう木育講座：福岡市)



その他
(森林をテーマとしたシンポジウム：福岡市)



その他
(森林整備の安全講習会：朝倉市)

事業の成果

○県民参加の森林づくり活動の拡がり

平成 20 年度の森林環境税導入以降、県内の森林づくり活動の参加者数は、4 年平均で年間約 21,000 人となっており、導入前の約 8,000 人に比べて 2.6 倍に増加しています。

また、ボランティア団体等による森林づくり活動回数は、平成 23 年度で 641 回となっており、導入前である平成 19 年度の 87 回に比べて 7 倍に増加し、都市住民等による放置竹林の伐採や漁業関係者による植樹活動など、様々な森林づくり活動が県内各地に広がっています。

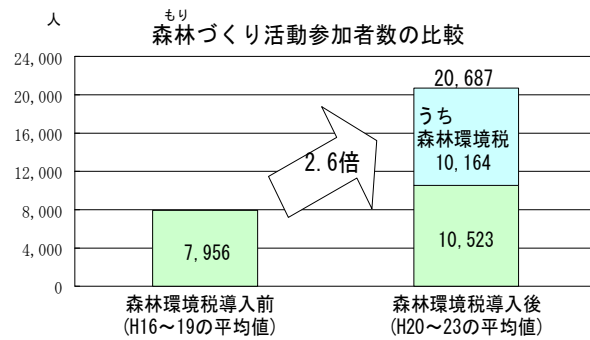
○森林を守り育てる気運の高まり

平成 23 年度までの 4 年間に、森林づくり活動公募事業を実施した延べ 169 団体に対して森林づくり活動についてのアンケート調査を実施し、133 団体から回答を得ました。(回答率 79%)

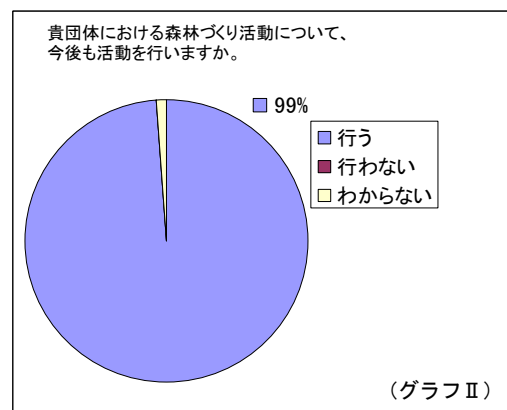
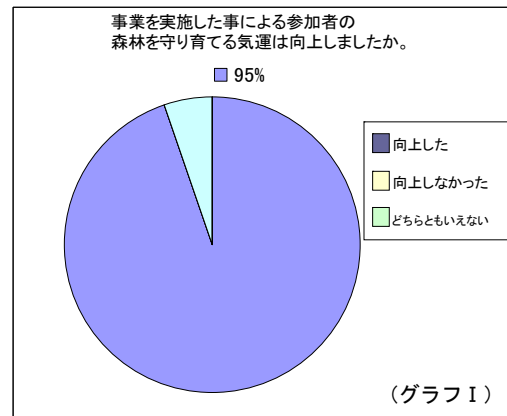
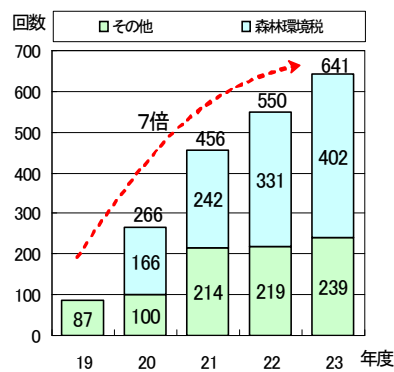
このアンケートの結果、「森林を守り育てる気運は向上しましたか」の問いに対して、「向上した」という回答が 95%を占めました。(グラフ I)

また、「森林づくり活動について、今後も活動を行いますか」の問いに対して、「行う」という回答が 99%を占めました。(グラフ II)

森林づくり活動公募事業による活動支援により、県民の森林を守り育てる気運は着実に高まっているとともに、県民参加による森林づくり活動の継続も図られています。



もり ボランティア団体等の森林づくり活動回数



<情報発信事業>【事業主体：県】

事業の目的

県民の森林に関する理解を深め、森林に親しむ機会を増やすとともに、森林環境税による事業の透明性を図るもの

事業の内容

- 森林に関する普及啓発・・・森林に関する情報発信、イベント等の開催
- 森林環境税による事業の公表と啓発・・・森林環境税による事業の実績等の公表
- 森林環境税事業評価委員会の開催・・・森林環境税による事業の実績評価や提言等

事業の実施状況

○森林に関する普及啓発

①森林観察会の開催

毎年5月に開催するグリーンフェスティバル（県緑化センター）において、適正に管理された人工林や原木市場、製材所等の見学を行う森林観察会を開催しています。
(H20～H23 実績：延べ8回開催 167人参加)



森林観察会
(適正に管理された人工林の見学)

②森林環境教育の講師の派遣

次代を担う子どもたちに森林に親しみ、森林の大切さを学んでもらうため、小中学校に森林環境教育の講師を派遣し、樹木観察やネイチャーゲームなどの活動を実施しています。

(H20～H23 実績：延べ31回開催 1,830人参加)



森林環境教育の講師派遣
(ネイチャーゲームでの講話)

③森林教育研修の開催

森林・林業教育をより一層推進するため、教職員を対象とした森林教育研修を開催しています。

(H20～H23 実績：延べ8回開催 68人受講)

④^{もり}森林づくり活動安全講習会の開催

森林ボランティア団体等を対象に、森林内での安全な作業や、機械・道具の手入れや使い方などについての講習会を開催しています。

(H20～H23 実績：延べ28回開催 450人受講)



^{もり}森林づくり活動安全講習会
(チェーンソーの操作)

○森林環境税による事業の公表と啓発

①森林環境税による事業の実績等の公表

県ホームページや新聞広告、全戸配布の県広報紙など、様々な媒体を活用し、森林環境税による事業の実績、森林づくり活動公募事業の企画案の募集等について、県民への周知を図っています。

(H20～H23 実績：ホームページ随時実施 新聞広告7回
県広報紙5回 県広報テレビ・ラジオ11回)



もり
新聞広告
(森林づくり活動公募事業の募集)

②ポスター、リーフレット、チラシの作成

荒廃森林の現状や、間伐の効果、森林環境税による事業の内容や必要性などに関するポスター、リーフレット、チラシを作成しています。

③間伐材グッズの作成

荒廃森林で生じる間伐材を活用した、ヒノキの香り袋や携帯ストラップを作成しています。

④各種イベントにおけるパネル展示、リーフレット等の配布

毎年、グリーンフェスティバルやウッドフェスタなどの各種イベントにおいて、森林環境税による事業の実績等についてのパネル展示や、リーフレット、間伐材グッズ等の配布を行っています。

(H20～H23 実績：延べ25回実施)

イベント来場者数

イベント名	開催地	来場者数（4年間）
グリーンフェスティバル	久留米市	約4万9千人
ウッドフェスタ	福岡市	約6万8千人
サイエンスマンス	久留米市	約1万6千人



荒廃森林再生事業の間伐材
を活用した携帯ストラップ

⑤ふくおかの森林づくり発表会の開催

西鉄ホール（福岡市）において、森林環境税による事業の実績報告や森林ボランティア団体による森林づくり活動公募事業の活動発表会等を実施しました。

(平成21年8月に開催 約250人参加)



ふくおかの森林づくり発表会
(森林環境税による事業の説明)

○森林環境税事業評価委員会の開催

森林環境税による事業の透明性を高めるため、外部の有識者で構成される森林環境税事業評価委員会を設置し、森林環境税による事業の実績の評価や、森林づくり活動公募事業の企画書の審査などを行っています。

委員会で審議された内容は、県ホームページにより県民の皆さんに随時公表しています。



森林環境税事業評価委員会

4 森林・林業を取り巻く状況

<本県の森林資源>

本県の森林面積は、民有林 19 万 5 千 ha、国有林 2 万 8 千 ha、合計 22 万 2 千 ha で、県土の 45%を占めており、森林率は全国平均の 67%に比べ 20 ポイント以上低い状況にあります。(図 4-1)

民有林のうち、スギやヒノキなどの人工林は約 13 万 ha で、この 10 年間ほぼ横ばいで推移しています。

また、民有林の人工林率は 66% (全国第 2 位) となっており、全国平均の 46%に比べ 20 ポイント高い状況にあります。(図 4-2)

なお、県民一人当たりの森林面積は約 440 m²で、全国平均の約 2,000 m²に比べ約 2 割となっており、本県の森林は県民一人ひとりにとって貴重な資源となっています。(図 4-3)

図 4-1 森林率

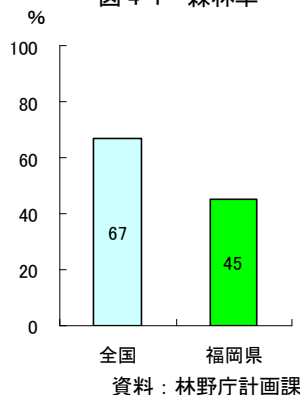


図 4-2 人工林率 (民有林)

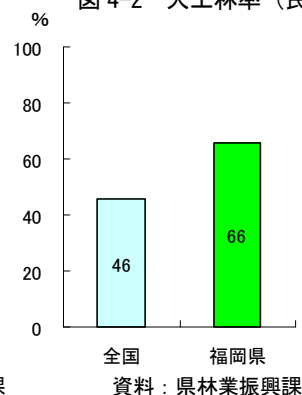
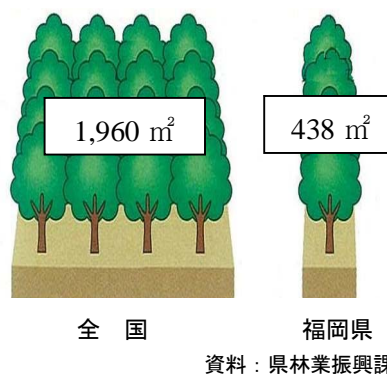


図 4-3 県民一人当たりの森林面積

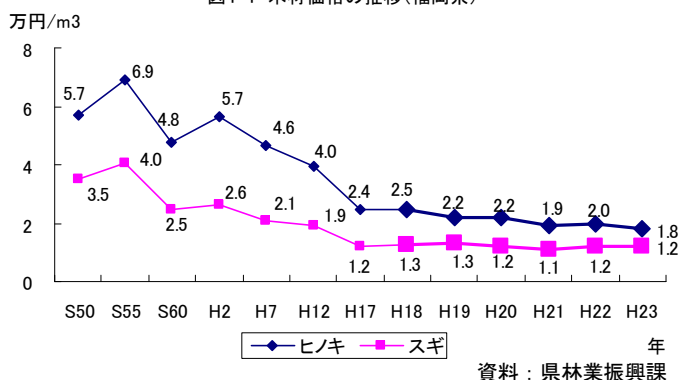


<林業の現状>

木材価格

木材価格は、昭和 55 年以降下落し続けてきましたが、近年、ヒノキは 20,000 円/m³ 前後、スギは 12,000 円/m³ 前後で推移しています。(図 4-4)

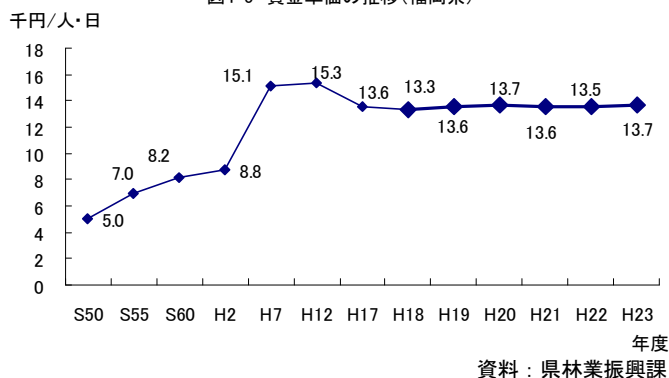
図 4-4 木材価格の推移(福岡県)



人件費

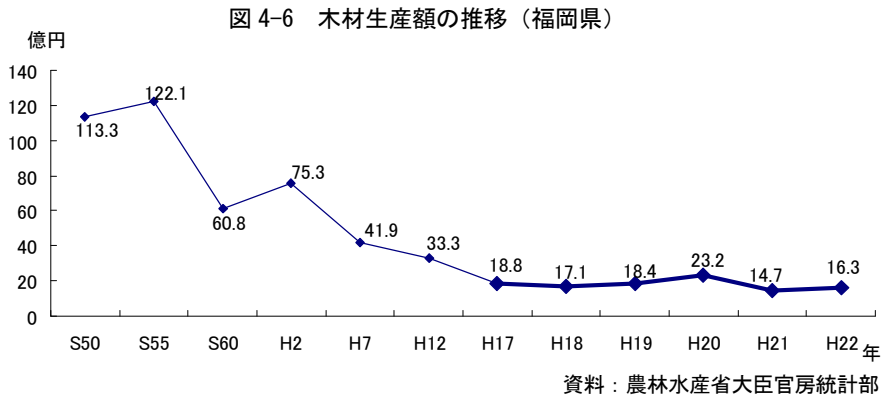
賃金単価 (県営林素材生産夫の場合) は、平成 12 年度以降減少傾向でしたが、近年は、13,500 円/人・日前後で推移しています。(図 4-5)

図 4-5 賃金単価の推移(福岡県)



木材生産額

木材生産額は、木材価格の低迷や住宅着工戸数の減少に伴う木材の生産量の減少等を背景として、昭和55年以降減少傾向で推移してきましたが、近年は20億円前後で推移しています。(図4-6)



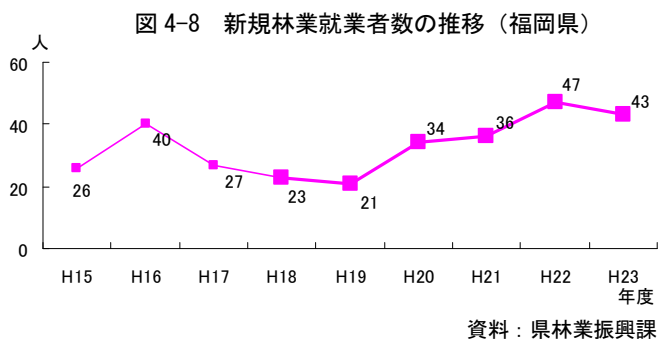
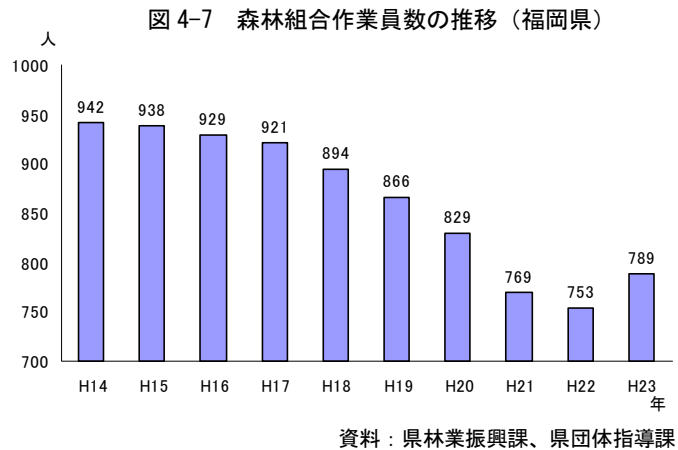
労働力

地域の森林・林業を担う森林組合作業員数は、長期的に減少傾向で推移してきましたが、平成23年は789人で、この10年間で初めて増加に転じています。

(図4-7)

また、近年、若者等を中心とした新規林業就業者数も増加傾向を示しており、平成23年度は43人で、5年前の平成18年度と比較すると約1.9倍に増加しています。

(図4-8)



林業施策の動向

林業は、樹木を植え、育て、伐るといった木材の生産活動を通じ、森林の有する公益的機能の発揮や山村地域の雇用に寄与する産業です。

平成 21 年 12 月、国は戦後植林された人工林資源が利用可能な時期に移行していることを踏まえ、10 年後の木材自給率 50%以上を目指すべき姿として掲げた「森林・林業再生プラン」を策定し、その実現に向けて、新たに森林経営計画制度を創設するなど、森林所有者等に対して森林作業の集約化、路網整備や間伐材利用の促進に向けた努力や意欲を引き出す施策を展開されています。

また、平成 24 年 7 月から導入された再生可能エネルギーの固定価格買取制度では、木質バイオマスも対象とされており、これまで林地残材となっていた間伐材等の有効利用に繋がるものとして期待されます。

一方、県は需要に対応した原木及び製材加工品の供給体制を強化するとともに、平成 24 年 1 月に「福岡県内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を策定し、県自ら率先して木材需要の拡大に取り組むこととしています。

このような中、農山村における過疎化や高齢化、木材需要の大半を占める住宅着工戸数の低迷などから、林業の急激な好転は厳しい状況にあります。

また、森林所有者の林業に対する関心の低下や不在村森林所有者の増加などにより、森林の状態を把握している所有者が徐々に減りつつあることから、荒廃した森林の早急な再生が必要な状況です。

森林の有する公益的機能の低下をもたらす新たな課題

近年、高温少雨の影響などにより、海岸防風林における松くい虫被害が増加し、深刻化しています。海岸の松林は、潮風や飛砂から人家や農地を守るなどの公益的機能を有しており、松林の機能を確保するための被害対策が課題となっています。

また、管理放棄された竹林が隣接する健全な人工林に侵入し、その影響が懸念されています。人工林に侵入した竹は、健全なスギやヒノキの生育に悪影響を与え、荒廃の原因となることから、放置竹林を解消するための対策が課題となっています。



松くい虫被害で赤く枯れた海岸の松林



人工林に侵入した竹林

5 県民の意見等

(1) 県民の意見（パブリックコメント）

平成24年10月10日から11月8日までの30日間、「森林環境税とこれを活用した事業の検討結果（中間）」に対するパブリックコメントを実施し、43件の意見がありました。（資料1）

【パブリックコメントの結果】

意見（要旨）	意見数
(1) 森林環境税（税制度全般）	6件
森林環境税の仕組みに対する評価	5
森林環境税の意識調査の実施	1
(2) 森林環境税の使途（荒廃森林再生事業）	14件
事業の成果に対する評価	2
整備方法等の見直し	6
協定内容の見直し	2
対象森林の拡充	4
(3) 森林環境税の使途（森林 ^{もり} づくり活動公募事業）	3件
事業の成果に対する評価	1
対象活動の拡充	1
団体間の交流機会の創設	1
(4) 森林環境税の使途（情報発信事業）	10件
広報内容の充実	9
県民との対話機会の創設	1
(5) その他	10件
森林環境税の新たな使い道	3
林業活性化への取組	3
県民意見聴取に対する提案	2
外部評価委員会の構成等に対する提案	2
計	43件

(2) 森林環境税事業評価委員会からの提言

平成 24 年 8 月 10 日に、外部の有識者による森林環境税事業評価委員会を開催し、森林環境税を活用した事業の成果等に対する評価並びに今後のあり方に対する提言がありました。

○森林環境税を活用した事業の成果等に対する評価

- ・ 荒廃森林再生事業における間伐等の森林整備は、順調に進んでおり、森林の有する公益的機能の回復も認められるため、事業の成果として高く評価できる
- ・ 森林づくり活動公募事業は、県民の森林に対する意識を向上させるために有効であり、様々な活動が根付いていることも事業の成果として評価できる
- ・ 情報発信事業における次代を担う子どもたちに対する森林環境教育や教職員に対する森林教育研修は大変重要な取組であり、良い効果を生んでいると思うが、教職員の参加者数がまだ少ない

○森林環境税とこれを活用した事業の今後のあり方に対する提言

- ・ 荒廃森林再生事業は、当初の目標である荒廃森林 29,000ha（推計）の再生に向けて、引き続き事業を進めるべきである
- ・ 協定期間 20 年間は、森林の有する公益的機能を維持するために守るべきであるが、事業を進めていくため、伐期に達した森林については、植林することを条件に伐採を認めるなど、弾力的な運用を求める
- ・ 荒廃森林の大半は奥地に在り、その間伐材を搬出することは大変だと思うが、間伐材の活用方法を研究するなど、利用を進めていただきたい
- ・ 針広混交林は、防災上の観点からも検討していくことは良いことである
- ・ 森林づくり活動公募事業は、今後もボランティア団体等の活動をサポートすることが必要であり、引き続き県民参加の森林づくりを支援していくべきである
- ・ 情報発信事業は、リーフレットの色づかいなどを工夫して目を引かせ、内容も分かり易くし、県民に広報していくことが大事である
- ・ 近年の海岸防風林における松くい虫被害は深刻であり、松くい虫被害対策に森林環境税を活用できるようにすべきである
- ・ 放置竹林対策は、侵入竹の元となる放置された竹林を解消するために必要である

森林環境税事業評価委員会の様子



(3) 市町村の意見

平成 24 年 5 月 11 日から 15 日にかけて、県内の 6 農林事務所毎に市町村担当課長等による会議を開催し、荒廃した森林の再生を進めるにあたっての意見交換を行いました。主な意見としては、

- ・ 森林所有者の大半は高齢者であり、協定期間の 20 年間にわたり主伐等の制限がかかるため協定締結が進まない、協定期間を短縮してほしい
- ・ 近年、深刻化している海岸防風林の松くい虫被害対策に森林環境税を活用できるようにしてほしい
- ・ 森林環境税を活用した放置竹林の解消に向けた対策を、さらに進めてほしい
- ・ 市町村有林についても荒廃森林再生事業の対象としてほしい
- ・ 間伐材の搬出を促進するための取組を拡充してほしい
- ・ 森林所有者が協定内容を理解し易くするためのパンフレットや、郵送時の閲覧促進のため、PRグッズを作成してほしい
- ・ 今後、境界等の不明な箇所が増えてくることから、市町村の境界の確定等に係る経費を見てほしい

などの意見がありました。

市町村意見交換の様子



6 今後のあり方

(1) 今後の課税のあり方

林業を取り巻く状況が依然として厳しい中、森林の有する公益的機能を将来にわたって維持するためには、今後も引き続き、荒廃森林の再生等を実施していく必要があります。そのためには、安定的な財源を確保する必要があります。

森林環境税の導入時にも検討したとおり、森林の有する公益的機能の恩恵は、全ての県民が享受していることから、荒廃森林の再生等に必要な財源を確保するため、これまでどおり県民に広く公平に森林環境税の負担を求めることが適当と考えられます。

一方、景気が、世界景気の減速等を背景として、このところ弱い動きとなっていることに加え、今後、社会保障財源を確保するための消費税率の引上げや復興財源を確保するための個人住民税均等割の税率引上げなど、県民の税負担の増加が予定されていることを踏まえれば、森林環境税について、税率を引上げる状況にはなく、現行の税率を維持することが適当であると考えられます。

なお、今後については、5年を目途に、条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要な措置を講ずるため、森林環境税のあり方について再度検討を行う必要があります。

(2) 今後の事業のあり方

「3 森林環境税を活用した事業と成果」で示したとおり、平成 23 年度までの 4 年間で荒廃森林の再生がほぼ計画どおりに進み、森林の有する公益的機能が回復傾向にあります。

また、山村地域における雇用創出や、作業路が開設された周辺森林では林業経営者等が適期に低コストで木材を搬出することも可能になるなどの効果も上がっています。

さらに、森林づくり活動への参加者数は年々増加し、平成 23 年度までの 4 年間で延べ 4 万人を超える方々が参加されるなど、県民の森林を守り育てる気運は着実に高まっており、事業の成果は、全体的に高く評価できるものです。

加えて、平成 24 年 7 月に発生した九州北部を中心とした記録的な豪雨は、県内に甚大な被害をもたらしたところであり、防災の観点から、森林の有する土砂災害防止等の役割が益々重要となっており、荒廃森林の再生の必要性は高まっています。

これらの状況を踏まえ、今後も引き続き、荒廃森林の再生等を計画どおり進めるとともに、新たな課題に対しても的確に対応するため、限られた森林環境税収入の適切な配分と効率的な執行にさらに努めていく必要があります。

＜荒廃森林再生事業＞

○荒廃森林の再生を最優先に進め、将来にわたり公益的機能を発揮

荒廃した森林では、森林の有する公益的機能が低下し、洪水や渇水、土砂災害などが発生する可能性が高まります。県民の安全・安心な生活を守るためには、荒廃した森林を早急に再生し、森林の有する公益的機能を回復させることが重要です。

このため、県内の荒廃森林 29,000ha（推計）を将来にわたり公益的機能を発揮できる健全な森林に再生するため、間伐等の森林整備を引き続き最優先に進めていく必要があります。

一方、事業の実施にあたっては、間伐等の効果を担保するため、森林所有者の権利を制限する 20 年間の協定を締結しています。しかし、協定期間が長すぎるとして同意が得られにくいことが課題となっています。協定期間については、長期間放置された荒廃森林を県民の税負担により整備することから、森林の有する公益的機能を維持する期間として 20 年間と定めているため、協定期間の短縮は困難であります。

しかしながら、現行の協定において、適切な林齢による伐採及び植林を行う場合に限り主伐を認めるよう内容の一部見直しを行い、森林の有する公益的機能を維持しつつ協定締結の促進を図るなど、事業を推進していくための効果的な取組が求められます。

また、荒廃森林から生じる間伐材は、地域資源の有効利用の観点から、搬出し利用を進めていくことが必要です。荒廃森林の大半は、奥地に点在し細く曲がった低質な木が多く、その間伐材の利用を進めるためには、搬出コストの縮減や需要者への安定供給を図ることが必要です。そこで、県内木材の供給拠点として各地に設置しているストックポイントを活用し、山林内に散在する間伐材を効率的に回収・集積するとともに、需要者にまとまった量を安定的に供給する取組を進めています。



今後、需要者への直送体制の整備などストックポイントの機能強化と搬出経費の軽減を図り、間伐材の利用を進めていく必要があります。

加えて、荒廃森林の再生を進める中で、立地等の条件から面的にまとまって効率的に間伐等を実施することが困難で、採算が見込めない森林については、手入れが軽減できる針広混交林への誘導を検討していく必要があります。

＜森林づくり活動公募事業＞

○多様な主体による森林づくりを促進

森林の恵みは県民全体が享受していることから、森林を県民共有の財産として社会全体で守り育てる気運を高めていくことが重要です。そのためには、県民のアイデアに富んだ森林づくり活動の企画案を広く募集し、県民自らが参画できる機会の創出と参加を促すことが重要であり、県民参加の森林づくりを引き続き支援していく必要があります。

さらに、今後は、森林ボランティアの裾野を広げていくため、企画力や広報力等を高

めるセミナーの開催や活動フィールドの情報提供、団体間の交流機会の創設、活動に関する相談対応や指導員の派遣など、ボランティア団体等の活動をサポートする取組についても積極的に進め、多様な主体による森林づくりを促進していく必要があります。

<情報発信事業>

○県民への周知に努め、透明性を確保

森林環境税を活用した事業は、県民の理解と協力により成り立っていることから、森林の大切さや荒廃森林の再生の必要性、事業の内容や実績などについて、県ホームページや広報紙、テレビ、ラジオなどの媒体を活用し、県民に分かり易く継続して情報発信していく必要があります。

また、森林に親しみ、森林の重要性を認識していただくため、次代を担う子供たちに対する森林環境教育や、教職員に対する森林教育研修、森林づくり活動を牽引するボランティア団体等に対する安全講習会についても、内容の充実を図りながら引き続き取り組んでいく必要があります。

さらに、今後も、森林環境税基金の状況や事業の実績等については、外部の有識者で構成される森林環境税事業評価委員会において評価を行っていただいた上で、県ホームページを通じて随時公表することにより、透明性の確保を図っていく必要があります。

<森林の有する公益的機能の低下をもたらす新たな課題に対する取組>

○海岸防風林の松くい虫被害対策

近年、高温少雨の影響などにより、海岸防風林における松くい虫被害が増加し、被害拡大による県民生活への影響が懸念されています。

海岸防風林は、潮風や飛砂等から人家や農地などを守る役割を有しており、これも森林の有する公益的機能の一つです。

このため、海岸防風林の松くい虫被害の終息に向けて、森林環境税を活用し、被害対策の強化に取り組む必要があります。



松くい虫被害で赤く枯れた状況

○放置竹林対策

管理放棄された竹林が隣接する健全な人工林に侵入し、荒廃の原因となるなどの悪影響を及ぼしています。

このため、荒廃森林の発生の未然防止を図る観点から、放置された竹林の伐採費用と伐採した竹材の売却益との差額を森林環境税で支援する放置竹林解消のモデル事業を、平成 23 年度から 3 か年計画で実施しています。

今後、このモデル事業の結果を踏まえ、さらに有効な対策について検討し、放置竹林の解消に向けた取組を進めていく必要があります。



放置竹林の伐採状況

【 参 考 資 料 】

(目 次)

資料 1	県民の意見募集結果	31
資料 2	他県の独自課税導入状況	35
資料 3	福岡県森林環境税条例	36
資料 4	福岡県森林環境税基金条例	38

県民の意見募集結果

1 意見募集の実施方法

意見公募（パブリックコメント）

2 実施期間

平成24年10月10日（水）～平成24年11月8日（木）

3 意見数

43件

4 意見の要旨と県の考え方

(1) 森林環境税（税制度全般）

番号	意見の要旨	県の考え方
1	森林の水源涵養機能が、山の保水力を維持し、豊かな水源となることは良いことなので、そのための財源として森林環境税は一定の意義がある。	森林が持つ公益的機能の恩恵は、全ての県民が享受していることから、引き続き、地域社会の会費としての性格を有する県民税均等割に一定額を上乗せする方式により、県民の皆様にも広く公平に森林環境税のご負担をお願いしたいと考えています。
2	この程度の金額は、負担感を殆ど感じないことも事実。森林の公益的機能を考えると、現在の環境税は理解できる。	
3	広く薄く県民から徴収する税方式は良いと思う。	
4	導入後安定した税収を確保できているのはよかった。均等割に上乗せしたのは課税方法としては安定した税収が期待できるので適切だったと思う。	
5	当面、現在の税額を維持することは妥当だと思うが、将来的には森林から利益を得る企業に対しては、一定の負担増も検討すべきではないか。	森林が持つ公益的機能の恩恵は、全ての県民が享受していることから、県民の皆様にも広く公平に森林環境税のご負担をお願いしたいと考えています。なお、条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要な措置を講ずるため、森林環境税のあり方について、今後5年を目途に検討を行いたいと考えています。
6	森林環境税に関する県民の理解がどこまで浸透しているか、何らかの機会に意識調査も実施すべきである。	森林環境税について県民の皆様のご理解を得られるよう、県のホームページや広報誌、テレビ、ラジオなどの媒体等を活用し、引き続き情報発信を行っていくとともに、機会をとらえ、県民意識の把握にも取り組みたいと考えています。

(2) 森林環境税の使途（荒廃森林再生事業）

番号	意見の要旨	県の考え方
1	4年間の成果の結果、公益的機能が回復傾向に向かっていることは納税者として評価できる。	今後も、荒廃森林の再生を推進するとともに、事業効果を検証するための調査を引き続き実施したいと考えています。
2	森林が生み出す有形無形の効果は十分理解でき、また、その必要性も大きいと思うことから、事業として有意義である。	森林が持つ公益的機能の重要性を踏まえ、今後も荒廃森林の再生に取り組みたいと考えています。
3	九州北部豪雨災害を経験して、針葉樹（杉・檜）の森林で、土砂災害防止等の役割が果たせたのか疑問。防災の観点から針広混交林か広葉樹林帯で森林づくりをやるように再生方法を変えるべきである。	杉や檜の針葉樹であっても、間伐等の手入れを適切に行うことで、土砂災害防止等の公益的機能が持続的に発揮されます。なお、荒廃森林の再生を進める中で、立地等の条件から将来的に森林所有者の経営意欲が喪失し採算が見込めない森林については、手入れが軽減できる針広混交林への誘導を検討したいと考えています。
4	荒廃森林再生事業実施箇所において、森林の将来像を含めた整備のあり方を議論すべきではないか。例えば、路網が未整備である等、将来にわたって地権者による適切な管理が困難な森林については、一般的な間伐を実施するのではなく、広葉樹林化や草地化を促すような整備も必要ではないか。	
5	河川沿いや谷部といった場所においては、大径木を目指した施業ではなく、短伐期施業や自然林の育成を目指すべきではないか。また、豪雨時の崩壊土砂による災害防止のため、災害にも耐えうる林道や作業道の整備が必要である。	荒廃森林再生事業は、林業の不振等により長期間放置された荒廃森林を再生し、健全な状態で次世代に引き継ぐことを目的としています。なお、荒廃森林の再生を進める中で、立地等の条件が不利な森林については、手入れが軽減できる針広混交林への誘導を検討したいと考えています。また、路網整備については、防災の観点からも起伏や傾斜など自然の地形を活かした丈夫で簡易な道づくりを進めていくことが必要であるとと考えています。

番号	意見の要旨	県の考え方
6	福岡県下を地区別森林組合別に細分化し、地区毎の事業実施時期を決定し、集中的に費用を投入してはどうか。	事業の実施にあたりましては、実施主体である市町村が、水源地域内や集落に隣接するなど地域特性や緊急性を踏まえ、目標の10年間で荒廃森林を再生できるよう計画的に間伐等の森林整備を進めているところです。
7	森林環境税は県税なので、市町村を通じて事業を行うのではなく、県で事業を行うべきではないか。	荒廃森林を再生するためには、森林所有者を特定し、事業効果を確保するために伐採等の権利を制限する協定書を取り交わす必要があります。このため、地域の情報等を詳細に把握する市町村が主体となり実施しています。なお、県は、県民参加の森林づくりへの支援や森林に関する情報発信を実施しています。今後も市町村と連携し、森林環境税を活用した事業の適正かつ円滑な執行に努めたいと考えています。
8	県が山林を買い取ったり、山林の斡旋を行うような制度を実施した方がいい。	荒廃森林の再生を進める中で、森林所有者に後継者がいないなどの理由で協定締結が整わず、人家や公共施設など重要な保全対象が隣接する荒廃森林については、県又は市町村が取得できるようにしています。
9	公益的機能のほかに、林業経営者や森林所有者にもメリットがあるので、20年間の協定期間は短縮すべきではないが、適切な伐採及び植林に限り主伐を認める必要はある。	適切な林齢による伐採及び植林を行う場合に限り主伐を認めることで、森林が持つ公益的機能を維持しつつ協定締結の促進が図られると考えています。
10	山林所有者の多くが高齢であるため、20年の協定を行った場合、子供の世代になってしまうので、協定期間を5年ぐらいにすべきである。	長期間放置された荒廃森林を、県民の皆様の税負担により整備することから、その効果を維持するための協定期間20年間は必要であると考えています。
11	市町村有林は当然対象に入れるべきである。	市町村有林については、地方交付税の算定基礎になっており、各自自治体において管理することとなっているため、対象外としています。
12	健全な森林とその育成を目指す意欲ある林家、林業事業体にこそ支援の重点を置くべきである。	森林環境税は、県民が享受している水源かん養や土砂災害防止など森林が持つ公益的機能の重要性に鑑み、林業の不振等により長期間放置された荒廃森林を早急に再生するために導入したものです。なお、林業経営を行う森林所有者等に対しては、国庫補助事業により支援しているところです。
13	事業対象地域を県内に限らず、県民生活に直結する県内に流入する河川流域（上流地域等）にも拡大すべきである。	森林環境税は、県内の荒廃森林29,000ha（推計）を10年間で再生することを目的としており、県外の森林については対象外としています。なお、流域全体における森林保全への取組は重要であることから、今後も関係自治体との情報交換等に努めたいと考えています。
14	この税金の目的が、森林の公益的機能の回復であるとするれば、海岸の松くい虫対策や、放置竹林対策は、別途市町村が実施すべきである。	海岸の松林は、潮風や砂などから人家や農地を守るなど重要な役割を有しており、これも森林が持つ公益的機能の一つです。近年、海岸防風林における松くい虫被害が深刻化していることから、その機能を確保するため、森林環境税を活用し、被害対策の強化に取り組む必要があると考えています。また、放置竹林は、健全な人工林に侵入し荒廃の原因となることから、荒廃森林の発生を未然に防止するため、放置竹林の解消に向けた取組を進める必要があると考えています。

(3) 森林環境税の使途（森林づくり活動公募事業）

番号	意見の要旨	県の考え方
1	事業への参加者が増加しているのは良いことである。	今後も、県民参加の森林づくりを引き続き支援し、森林を守り育てる意識の向上を図りたいと考えています。
2	荒廃森林再生事業の科学的な評価が行われる研究費を公募事業で支援して欲しい。	森林づくり活動公募事業では、県民の皆様のアイデアに富んだ森林づくり活動の企画案を広く募集しており、森林環境の保全や森林を守り育てる意識を高めるために有効な活動であれば支援の対象としています。
3	事業実施団体が、相互の活動内容を知る場が欲しい。	現在、県農林事務所において事業実施団体を対象とした意見交換会を開催し、団体間の交流の後押しを行っているところです。

(4) 森林環境税の使途（情報発信事業）

番号	意見の要旨	県の考え方
1	荒廃森林の調査や、実際の森林の整備等がどのような内容で実施されているかを評価委員会における報告及び県ホームページ上で公開してはどうか。	外部有識者で構成される森林環境税事業評価委員会による事業実績の評価内容、及び荒廃森林とその整備の状況については、県ホームページを通じて公表しているところです。なお、森林環境税事業評価委員会では、事業実施箇所の現地確認を行っていただいた上で、実績の評価を行っていただいています。
2	このような事業は県民から疑いをもたれないようにしなければならないと思うので支出の内訳を公表して欲しい。	毎年度の事業費や事業内容については、森林環境税事業評価委員会にて評価を行っていただいた上で、県ホームページや全戸配布の県広報紙などを通じて公表しているところです。今後も内容の充実を図りながら、分かり易い情報発信に努めたいと考えています。
3	個々の荒廃森林再生事業についても、森林づくり活動公募事業のように開催した内容報告をホームページ上で公開した方が、県民の事業に対する理解が進むのではないかと。	荒廃森林再生事業については、年間約10,000箇所で行っているため、各地域の代表的な実施箇所の写真に樹種や林齢、面積など必要情報を添えて、県ホームページを通じて公表しているところです。
4	荒廃森林再生事業の評価項目として、事業の効率性、つまり施業コストに対する評価が必要ではないか。また、事業の有効性を判断する上で、間伐率についての情報提供をして欲しい。	施業コストに対する評価については、現地の森林の状況が様々であり、一概に評価することは難しいと考えていますが、引き続き間伐作業の集約化など効率化に伴うコスト削減に努めて参りたいと考えています。また、事業実施箇所の間伐率については、荒廃森林再生事業の実績として県ホームページを通じて公表しています。
5	森林づくり活動公募事業の内容については、県のホームページに掲載されているが、メーリングリスト等、希望する人が自動的に情報を得られる仕組みが欲しい。	現在、県ホームページでは、メーリングリストの機能を持っておりませんが、今後も様々な媒体を通じた分かり易い情報発信に努めたいと考えています。
6	評価委員会の開催等、県ホームページの告知期間をもう少し長く確保して欲しい。	ご意見を踏まえ、今後の参考にしたいと考えています。
7	県民に森林・林業の課題や役割等を広く伝え、解決に向けた理解・協力を求めるために、広報・普及活動の充実を強く望む。	ご意見を踏まえ、今後も内容の充実を図りながら、分かり易い広報及び普及活動に努めたいと考えています。
8	事業内容について、分かりやすい冊子など、媒体や内容をより県民に親しみやすいものが必要である。	
9	市町村での広報活動が不十分。過去の事業実績の掲載、市民が参画できる機会の紹介、市民の参加促進についての広報が無い。より市民に身近な市町村からの情報発信の促進が必要である。	今後、市町村と調整を図り、広報内容の充実を図りたいと考えています。
10	県と県民の直接の説明・対話の機会を望む。（荒廃森林再生事業施行地の現地見学会、検討結果の説明会、森林づくり発表会等）	県民の皆様への周知を図るための方策として、今後の参考にしたいと考えています。

(5) その他

番号	意見の要旨	県の考え方
1	新たな外郭団体などの組織を作り、その費用を森林環境税で補うようなことは絶対やめて欲しい。	本県の森林環境税は、森林環境税基金条例により、荒廃した森林の再生等を図る施策の費用に限定して使用することとしています。このため、ご意見のような費用には充てられないこととなっています。
2	豪雨災害で川に残った流木処理に、森林環境税を有効活用して欲しい。	荒廃森林では、森林が持つ公益的機能が低下し、洪水や濁水、土砂災害が起こる可能性が高まります。このため、森林環境税については、引き続き荒廃森林の早急な再生のために活用し、県民の皆様への安心・安全な生活の確保を図りたいと考えています。
3	森林環境税の使い道やその意義を周知するため、県産材を利用した新築住宅や増改築への助成を行うなど、県民に身近なところで森林環境税を活用すると良いと思う。	県産材を利用した新築住宅への助成については、国庫補助事業を活用し支援しているところです。なお、ご意見を踏まえ、県民が身近なところで、森林保全の必要性を認識できるよう工夫しながら周知に努めたいと考えています。

番号	意見の要旨	県の考え方
4	林業が低迷し所有者が山林に興味がなくなってきたので、林業が活性化するような抜本的な制度を作るべきである。	本県の森林・林業を活性化させるためには、「森林の機能保全」と「林業経営の安定」の2つの視点に対応した施策を展開していく必要があります。県では、森林環境税を活用し、荒廃した森林の再生を進める一方、林業振興策として需要に対応した県産木材の供給体制の強化や間伐材等の新たな需要の開拓を図り、森林・林業の活性化に繋げてまいりたいと考えています。
5	県民（県内企業）と上流域の森林とを結ぶ事業を推進すると共に、そうした事業に参加した個人、推進した企業に対する評価システムを構築すべきである。	川上と川下を繋ぎ林業を活性化させるための方策として、今後の参考にしたと考えています。
6	森林・林業を取り巻く現状を県民に周知し、その結果県民が森林を守るために何をすべきか考えるような取組を実施してほしい。一例として、上流地域国産材使用商品、流域農産物等「森林を守る商品」を選定し、県民と上流域の森林とを結ぶ事業に参加した個人又は事業を推進した企業に対する評価システムを通じて、販売を促進すべきである。	
7	検討結果に対する評価は、事業評価委員会からの提言、市町村の意見およびパブリックコメントにより行うこととなっているが、地域座談会や県民が広く参加できる全体会議、無作為抽出による県民アンケートなど、より広く民意の意見を求める場を設定すべきである。	今回の検討結果（中間）に対しては、県民の皆様からご意見を伺う方法として、県内全域を対象に広く公平にご意見を募集できるパブリックコメントを採用させていただきました。
8	パブリックコメントを実施する時期は、1年前もしくは2年前に実施することが、県政や事業評価のため必要だったのではないかと。	近年の社会経済情勢の変化や国の森林・林業施策の変更等に適切に対応していくためには、検討結果を速やかに事業に反映させる必要があると考えています。このため、検討時期と同一年度にパブリックコメントを実施することとしたものです。
9	現在の福岡県森林環境税評価委員会委員の人选について、森林・林業政策に明るい林業研究者などの専門性を有した人材を起用して欲しい。	森林環境税事業評価委員会においては、森林林業を専門とした学識経験者、農林水産業関係者、NPO・ボランティア団体、消費者、市町村の各部門の代表者で構成され、それぞれ専門の立場から幅広いご意見や評価をいただいているところです。
10	福岡県森林環境税事業評価委員会設置要綱の第2条の、委員会の所掌事務の並びを変更して欲しい。	ご意見を踏まえ、今後の参考にしたと考えています。

○他県の独自課税導入状況

導入年度	県名	税の名称（通称）	課税方式	課税額 （個人/年）	課税額 （法人/年）	H24税収額 見込み （億円）
H15	高知県	森林環境税	県民税均等割 超過課税	500円	500円	1.7
H16	岡山県	おかやま森づくり県民税	県民税均等割 超過課税	500円	均等割額の5%増	5.6
H17	鳥取県	森林環境保全税	県民税均等割 超過課税	500円	均等割額の5%増	1.7
H17	島根県	島根県水と緑の森づくり税	県民税均等割 超過課税	500円	均等割額の5%増	2.0
H17	山口県	やまぐち森林づくり県民税	県民税均等割 超過課税	500円	均等割額の5%増	4.0
H17	愛媛県	森林環境税	県民税均等割 超過課税	700円	均等割額の7%増	5.3
H17	熊本県	水とみどりの森づくり税	県民税均等割 超過課税	500円	均等割額の5%増	4.8
H17	鹿児島県	森林環境税	県民税均等割 超過課税	500円	均等割額の5%増	4.2
H18	岩手県	いわての森林づくり県民税	県民税均等割 超過課税	1,000円	均等割額の10%増	6.3
H18	福島県	森林環境税	県民税均等割 超過課税	1,000円	均等割額の10%増	10.6
H18	静岡県	森林（もり）づくり県民税	県民税均等割 超過課税	400円	均等割額の5%増	9.6
H18	滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	県民税均等割 超過課税	800円	均等割額の11%増	6.4
H18	兵庫県	県民緑税	県民税均等割 超過課税	800円	均等割額の10%増	24.0
H18	奈良県	森林環境税	県民税均等割 超過課税	500円	均等割額の5%増	3.6
H18	大分県	森林環境税	県民税均等割 超過課税	500円	均等割額の5%増	3.2
H18	宮崎県	森林環境税	県民税均等割 超過課税	500円	均等割額の5%増	2.9
H19	山形県	やまがた緑環境税	県民税均等割 超過課税	1,000円	均等割額の10%増	6.5
H19	神奈川県	水源環境保全・再生のための個人県民税 の超過課税措置	県民税均等割 ・所得割超過課税	均等割：300円 所得割：0.025%増	なし	39.0
H19	富山県	水と緑の森づくり税	県民税均等割 超過課税	500円	均等割額の5～10%増	3.5
H19	石川県	いしかわ森林環境税	県民税均等割 超過課税	500円	均等割額の5%増	3.7
H19	和歌山県	紀の国森づくり税	県民税均等割 超過課税	500円	均等割額の5%増	2.6
H19	広島県	ひろしまの森づくり県民税	県民税均等割 超過課税	500円	均等割額の5%増	8.4
H19	長崎県	ながさき森林環境税	県民税均等割 超過課税	500円	均等割額の5%増	3.7
H20	秋田県	秋田県水と緑の森づくり税	県民税均等割 超過課税	800円	均等割額の8%増	4.6
H20	茨城県	森林湖沼環境税	県民税均等割 超過課税	1,000円	均等割額の10%増	16.5
H20	栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	県民税均等割 超過課税	700円	均等割額の7%増	8.3
H20	長野県	長野県森林づくり県民税	県民税均等割 超過課税	500円	均等割額の5%増	6.5
H20	福岡県	森林環境税	県民税均等割 超過課税	500円	均等割額の5%増	13.3
H20	佐賀県	佐賀県森林環境税	県民税均等割 超過課税	500円	均等割額の5%増	2.3
H21	愛知県	あいち森と緑づくり税	県民税均等割 超過課税	500円	均等割額の5%増	22.0
H23	宮城県	みやぎ環境税	県民税均等割 超過課税	1,200円	均等割額の10%増	15.0
H24	山梨県	森林及び環境保全に係る県民税	県民税均等割 超過課税	500円	均等割額の5%増	2.2
H24	岐阜県	清流の国ぎふ森林・環境税	県民税均等割 超過課税	1,000円	均等割額の10%増	8.7

33県導入

資料：H24.07林野庁調べ

○福岡県森林環境税条例

平成十八年十二月二十七日

福岡県条例第六十二号

福岡県森林環境税条例をここに公布する。

福岡県森林環境税条例

(課税の目的)

第一条 県は、県民が享受している水源のかん養、土砂災害等防止、地球温暖化の防止等森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、荒廃した森林の再生等を図る施策に要する費用に充てるため、福岡県税条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号。以下「県税条例」という。)に定める県民税の均等割の税率に関し、その特例として森林環境税を課する。

(定義)

第二条 この条例において「森林環境税」とは、次条及び第四条第一項の規定による加算額をいう。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十条の六の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。

(法人等の県民税の均等割の税率の特例)

第四条 法人等の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十条の十二の規定にかかわらず、同条の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第二十条の十二第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「福岡県森林環境税条例(平成十八年福岡県条例第六十二号)第四条第一項」とする。

(基金への積立て)

第五条 知事は、森林環境税に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、福岡県森林環境税基金(福岡県森林環境税基金条例(平成十八年福岡県条例第六十四号)に基づく福岡県森林環境税基金をいう。)に積み立てるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(平成一九年規則第六四号で平成二〇年四月一日から施行)

(個人の森林環境税に関する経過措置)

- 2 第三条の規定は、施行日の属する年度以後の年度分の個人の県民税の均等割の税率について適用し、施行日の属する年度前の年度分の個人の県民税の均等割の税率については、なお従前の例による。

(法人等の森林環境税に関する経過措置)

- 3 第四条の規定は、施行日以後に開始する事業年度若しくは連結事業年度又は地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)第五十二条第二項第三号若しくは第四号の期間に係る法人等の県民税の均等割の税率について適用し、施行日前に開始した事業年度若しくは連結事業年度又は地方税法第五十二条第二項第三号若しくは第四号の期間に係る法人等の県民税の均等割の税率については、なお従前の例による。

(検討)

- 4 知事は、この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○福岡県森林環境税基金条例

平成十八年十二月二十七日

福岡県条例第六十四号

福岡県森林環境税基金条例をここに公布する。

福岡県森林環境税基金条例

(設置)

第一条 森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、荒廃した森林の再生等を図る施策に要する費用に充てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、福岡県森林環境税基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、福岡県森林環境税条例(平成十八年福岡県条例第六十二号)第五条の規定により基金に積み立てる額とし、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 知事は、第一条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、福岡県森林環境税条例の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成二〇年四月一日)